

令和4年1月11日

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準
の変更の認可
(令和4年1月11日 諮問第1号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(後白課長補佐、佐藤課長補佐、白勢係長、山本係長)

電話：03-5253-5798

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可

1 諮問の経緯等

令和3年10月26日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第9項の規定に基づき、放送法第20条第2項第2号及び第3号に規定するインターネットを通じて放送番組等を提供する業務（以下「インターネット活用業務」という。）の実施基準（以下単に「実施基準」という。）の変更について、別紙1のとおり認可申請（以下「本申請」という。）があった。

本申請を受け、総務省は、「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」（総務省平成26年11月策定、令和元年9月6日最終改定）の審査項目に照らして検討を行い、同年11月9日、「日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可申請の取扱いに関する総務省の考え方」（以下「考え方」という。）を公表し、同年11月10日から12月9日までの間、意見募集を実施した。この意見募集の結果は別紙2のとおりであり、これを踏まえた総務省の考え方は別紙3のとおりである。

本件は、この考え方に基づき、本申請に対する処分について諮問するものである。

2 実施基準の変更の概要

1) 2号受信料財源業務の提供条件関係

- ・ 2号受信料財源業務（総合テレビジョン放送及び教育テレビジョン放送を提供するものに限る。以下同じ。）の実施に当たって協会がメッセージを表示する放送番組の画面を、「地上テレビ常時同時配信を行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、地上テレビ常時同時配信で提供している放送番組の画面」から、「地上テレビ常時同時配信等サービスを行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、提供している放送番組の画面」に改めること
- ・ 受信料制度を毀損することがないようにする観点で表示する上記メッセージは、「必要かつ十分な大きさ」から「必要かつ十分な大きさおよび態様」に改めること
- ・ メッセージの表示について2号受信料財源業務に係るサービスの利用申込みを行う意思を示した者（仮登録をした者）に対しては、利用申込みを促すために必要な情報を提供するように求めた上で、「通常とは異なる表示方法」とすることがあるとすること
- ・ 「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み」に関する規定を削除すること

- ・ 2号受信料財源業務の実施に当たって、新たな端末機器又はソフトウェアにおける動作に係る検証（動作検証）を行う場合、期間を3か月以内に限定した上でメッセージを表示しないことがあるとすること

2) インターネット活用業務についての社会実証関係

- ・ 「インターネット活用業務についての社会実証」に関する規定を追加すること等とするものである。

3 結論

本申請に対しては、別紙3の審査結果を踏まえ、以下の条件を付して認可することが適当であると認められる。

1) 2号受信料財源業務の提供条件関係

1. 変更後の実施基準第15条第2項第1号の規定に基づき新たに行う見逃し番組配信で提供する放送番組については、受信料の公平負担を確保する観点から、提供時間を限った上で、当該放送番組の画面に十分な大きさとメッセージを表示すること。
2. 変更後の実施基準第15条第2項第1号の規定に基づき、上記1の対応をとった上で行う見逃し番組配信で提供する放送番組の画面におけるメッセージの表示方法、及び仮登録をした者に対するメッセージの表示方法については、その具体的な内容を実施計画等において明らかにし、その効果及び妥当性を検証すること。その際、利用申込みに係る協会のウェブサイトを訪れた者が利用申込みに至らない実態に関する要因等も併せて再検証し、これらの検証結果を踏まえた上で、利用申込みに当たって必要となる手続について、利用申込みをする者の負担に考慮し、見直しを検討すること。
3. 変更後の実施基準附則第4条の規定に基づき行うメッセージを表示しない措置については、その具体的な内容を実施計画等において明らかにすること。また、動作検証の間、視聴者からの意見及び苦情等に対して、迅速かつ適切に対応するほか、動作検証により得られた技術及び知見については、適切に公表するとともに、民間放送事業者等と共有を図ること。

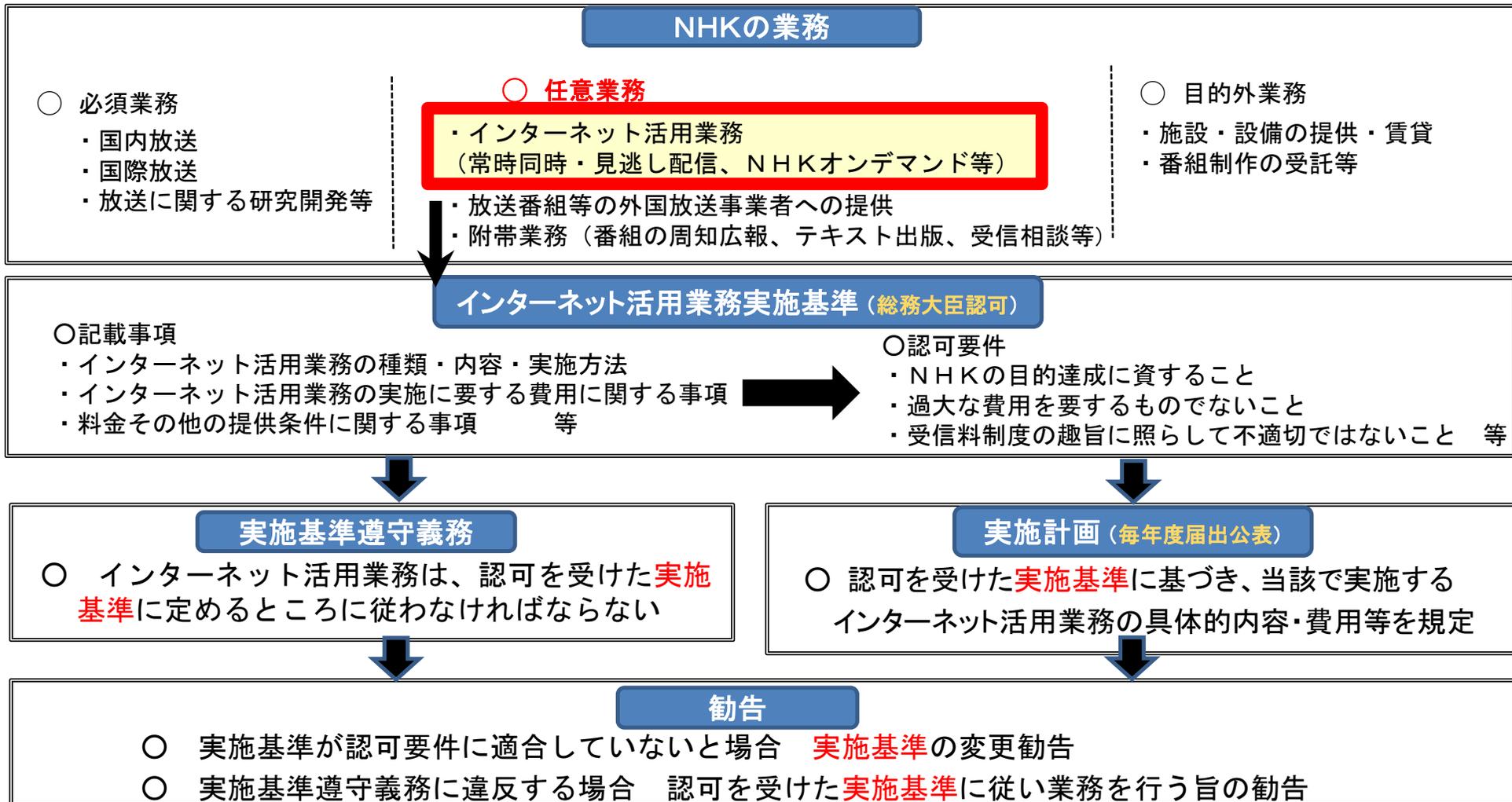
2) インターネット活用業務についての社会実証関係

1. インターネット活用業務についての社会実証（以下単に「社会実証」という。）の実施財源が受信料であることを踏まえ、社会実証の目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うこと。また、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施すること。
2. 社会実証の実施に際しては、事前にその内容、対象者の選定方法、期間等について、その考え方も含めて明らかにし、適切に周知するとともに、実施・提供の都度、提供内容等の改善などの見直しを行い、段階的・効率的に実施すること。
3. 社会実証の実施に当たっては、公共放送としての先導的役割を踏まえ、国民・視聴者の放送番組等の視聴に有効なものとなるよう取り組み、放送サービスの向上の観点から、社会実証により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう、適切に公表するとともに、民間放送事業者等と共有を図ること。

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の 業務の実施基準の変更の認可

令和4年1月
情報流通行政局
放送政策課

- 放送法上、NHKのインターネット配信等の業務（インターネット活用業務）は任意業務であり、放送のために徴収された受信料で提供する場合の適切性を確保するため、総務大臣から認可を受けた実施基準に基づき、毎年度、実施計画を定めて提供することとされている。



項目	現在	変更後（実施基準の変更内容）
① 未登録者による視聴範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> NHKプラスの未登録者は、「同時配信」サービスのみメッセージ付きで利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 「見逃し番組配信」サービスについて、メッセージ付きで番組の一部を視聴可能に
② 「仮登録」の新設	<ul style="list-style-type: none"> （入力項目が多い）「本登録」のみ可能 	<ul style="list-style-type: none"> （入力項目が少ない）「仮登録」を新設し、一定期間、メッセージなしでのNHKプラスの視聴が可能に
③ テレビ向け「見逃し番組配信」サービスの開始	<ul style="list-style-type: none"> スマホ、タブレット、パソコンで視聴可能（テレビでは視聴不可） 	<ul style="list-style-type: none"> 「見逃し番組配信」をテレビで視聴可能とするため、メーカーごとに最大3か月間、テレビOSの動作検証のためのテスト配信を実施（テスト配信後に本配信）

（参考）現在の「NHKプラス」

＜同時配信サービス＞

未登録者には、メッセージ表示付き番組を配信



＜見逃し配信サービス＞

未登録者には、番組の見本画面と登録を促すメッセージを表示（番組は視聴不可）



- NHKが提供する同時配信サービス・見逃し配信サービス(NHKプラス)については、**現在、受信契約者のみが視聴可能(テレビを保有していないネットのみの利用者は視聴不可)。**
- 8月27日、NHKに対し、放送番組等のインターネット配信の意義やサービスニーズを検証するため、**テレビを保有していない者を対象として、放送番組等の配信を行う社会実証の実施について要請。**
- 社会実証の詳細は、現在、NHKにおいて検討中であり、**令和4年4月以降に開始予定。**

目的

- 放送と通信の融合が進み、多様な選択肢が生まれ視聴スタイルが急速に変化する中、NHKのインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証

検証項目

- 提供するサービスの受容のされ方
- 公共放送の目的・意義の認知・評価のされ方 等

実施内容

- 提供サービス: NHKの放送番組及び理解増進情報を組み合わせたサービス
- 実施期間: 1回の提供において1週間から最大3か月程度
- 実施費用: 現行の実施基準に定められている「年額200億円」の範囲内
- 提供対象: 1回の提供において最大3,000人程度(テレビ受信機を設置していない者を含む)

公表

- 社会実証に係る提供日時等の具体的内容は、提供ごとに事前にNHKのウェブサイトに掲載・公表
- 社会実証の結果は、NHKのウェブサイトに掲載・公表

- 令和3年11月10日～12月9日まで実施した「総務省の考え方」に関する意見募集では、計36件(うち放送事業者等18件)の御意見が寄せられた。
- 寄せられたインターネット活用業務に関する主な御意見の概要は、以下のとおり。

1. NHKプラスのサービスの改善・強化に関する主な意見

① 未登録者による視聴範囲の拡大に関する意見

- NHKプラスは放送の補完という位置づけを崩さないよう、総務省としてNHKへの指導・監視を強く求める。 <テレビ大分>

②「仮登録」の新設に関する意見

- NHKプラスのID登録案内ページの改善を優先すべきであり、未契約のまま視聴するフリーライドを許容する実施基準の変更は本末転倒。 <新聞協会>

③ テレビ向け「見逃し番組配信」サービスの開始に関する意見

- 総務省が主体的にインターネット活用業務が市場に与える影響を実質的に精査することが必要。 <民放連他>

2. ネット配信社会実証に関する主な意見

- 社会実証の詳細な内容、方法、期間等が明確に示されていない。早急かつ詳細に考えを示すよう求めるべき。 <新聞協会他>
- 実施内容の検討段階においても、民放事業者を含めて幅広く関係者の意見を聴取し、丁寧に検討を進めることが必要。 <民放連他>
- 社会実証が市場競争に与える影響について、民間事業者の意見をくみ取り、検証していただきたい。 <朝日放送>
- 社会実証によって得られた知見や技術を、民間事業者に広く共有していただきたい。 <テレビ大分他>
- 社会実証について、受信料制度との整合性を十分に検証し、適切に監督していただきたい。 <静岡第一テレビ>

3. インターネット活用業務全般に関する主な意見

① 技術・知見の共有

- 動作検証や社会実証で得られた技術・知見等について民放事業者等との共有を求める認可条件は妥当。 <民放連他>

② その他インターネット活用業務一般に関する意見

- インターネット活用業務の在り方は、“三位一体改革”の中で整理、検討されるべき。 <民放連他>

認可要件 (審査項目)	審査結果	
NHKの目的達成に資するものであること (放送法第20条第10項第1号)	適	全体 変更は、業務の提供条件の一部の変更・社会実証に関する規定の追加を行うものであるが、 市場の競争を阻害等するものではない ため、引き続き、公共放送としてのNHKが行うものとして、適切なものと認められる。
業務の種類、内容及び実施方法が適切かつ明確に定められていること (同第2号)	適	NHKプラス 業務の種類及び業務の内容については、現行の実施基準から変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。 業務の実施方法については、業務の提供条件が一部変更されているが、 変更後の実施基準において明確に定められている ことから、適切なものと認められる。
	社会実証	業務の種類及び業務の内容については、 現行の実施基準の範囲内で行われる ことが明確であり、適切なものと認められる。 業務の実施方法については、変更後の実施基準別紙において、 提供期間や提供対象者数について明確に記載 等されていることから、適切なものと認められる。
受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないこと (同第3号)	適	NHKプラス ・未登録者へのメッセージ付見逃し番組配信は、 <u>受信料の公平負担が確保されることが必要。</u> (→P10 認可条件案 1(1)・(2)) ・仮登録は、 <u>利用申込みを促すための措置</u> であることに留意。(→P10 認可条件案 1(2)) ・テスト配信は、 提供する期間・対象者について限定的 なものにとどまっており、必ずしも受信料制度の趣旨に照らして不適切なものであるとまではいえない。 <u>受信料制度の趣旨に照らし、得られた知見等の適切な公表や民間放送事業者等との共有を行うこと等が重要。</u> (→P10 認可条件案 1(3))
	適	社会実証 変更後の実施基準別紙によれば、 提供する内容・期間・対象者について限定的 なものにとどまっており、必ずしも受信料制度の趣旨に照らして不適切なものであるとまではいえない。 <u>社会実証の目的に照らし必要な期間・費用の範囲内で、段階的・効率的に実施すること、得られた知見等の適切な公表や民間放送事業者等との共有を行うこと等が重要。</u> (→P10 認可条件案 2(1)～(3))

認可要件 (審査項目)			審査結果
業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（同第4号）	適	全体	変更後の実施基準において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（2号業務のみ）（同第5号）	適	社会実証	変更後の実施基準別紙において、提供対象者数が1回の提供にあたり最大3,000人と限定されていることについては、 NHKの業務が果たしうる社会的役割の検証という社会実証の目的に鑑み、適切なものと認められる。
利用者の利益を不当に害するものでないこと（2号業務のみ）（同第6号）	適	社会実証	変更後の実施基準別紙において、 提供対象者に対価を求めることなく実施すること等が明確に記載されていることから、適切なものと認められる。
実施基準の記載事項が適正かつ明確に定められていること（同第7号）	適	全体	変更後の実施基準において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

- 今般の認可申請は、審査基準に照らして審査した結果、次の条件を付した上で認可することとしたい。

1 NHKプラスのサービス改善・強化

- (1) 未登録者へのメッセージ付見逃し番組配信は、受信料の公平負担を確保する観点から、提供時間を限った上で、画面に十分な大きさをメッセージを表示すること。
- (2) 仮登録の仕組み等については、その効果・妥当性を検証すること。
ID登録用ウェブサイトの訪問者が本登録に至らない実態に関する要因等も併せて再検証し、利用申込みに当たって必要となる手続について見直しを検討すること。
- (3) テスト配信により得られた知見等については、適切に公表するとともに、民間放送事業者等との共有を図ること。

2 ネット配信社会実証

- (1) 受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施すること。
また、社会実証の目的に必要な期間・費用の範囲内で行うこと。
- (2) 実施に際しては、事前にその内容、対象者の選定方法、期間等について、その考え方も含めて明らかにし、適切に周知するとともに、実施・提供の都度、提供内容等の改善などの見直しを行い、段階的・効率的に実施すること。
- (3) 国民・視聴者の放送番組等の視聴に有効なものとなるよう取り組み、得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう、適切に公表するとともに、民間放送事業者等との共有を図ること。

無料配信

(2021年度予算 191.2億円)

①NHKプラスの提供

インターネットで地上波(総合・教育)を視聴できる動画配信サービスを提供(2020年4月から)

- 放送同時配信
- 見逃し番組配信



いつでもNHKの番組を楽しめる
 総合テレビやEテレの番組を同時か放送終了後7日間視聴可能

プレイリスト
 ジャンルやテーマ別に見逃し番組を並べ、番組を見つけやすくなりました。

※1 利用者に対価を求めることなく実施。受信契約未確認者に対しては、同時配信の画面上に受信契約確認メッセージを表示し、見逃し番組配信は利用不可。
 ※2 同時配信は、原則5:00-24:00の提供。

②らじる★らじる

ラジオ放送(第1、第2、FM)のインターネット同時配信(2011年9月から)



※ 2017年度から、民放ラジオ局のネット配信サービスであるradikoでの配信も実施

③NHKワールドJAPAN

外国人向け国際放送(テレビ・ラジオ)のインターネット同時配信等



④災害情報等の同時提供

災害情報等をインターネット同時配信



⑤ハイブリッドキャストサービス

放送と通信が連携した新たなサービスを提供



24時間いつでも見られる暮らしに役立つコンテンツを充実
 (気象、ビジネス、スポーツ、料理等)

大相撲中継などで早戻しサービスを実施

有料配信

(2021年度予算 22.1億円)

⑥NHKオンデマンド

放送済の番組を有料でインターネット配信
 年間延べ約1万4千本の番組を提供



- NHKのインターネット活用業務の実施基準は、**総務大臣の認可を受けることが必要**。
- 認可の審査基準は、**放送法及び省令を踏まえ、「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」**で具体化されている。

放送法上の認可要件	審査基準
(1)NHKの目的達成に資すること	インターネット活用業務の内容について、 ①NHKの目的に照らして適切であること ②市場の競争を阻害しないこと ③地方向け放送番組の提供に関する事項が適正かつ明確であること ④他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確であること 等
(2)業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること	①業務の種類(受信料財源業務/有料業務等)ごとに提供期間、提供区域等が適正かつ明確に定められていること ②業務の対象が、法に規定されている範囲(協会が放送した又は放送する放送番組及びその理解の増進に資する情報)に収まっていること
(3)料金その他の提供条件が受信料制度の趣旨に照らして不適切でないこと	受信契約者にとって不公平とならないための提供条件が適正かつ明確に定められていること
(4)業務の実施に過大な費用を要するものでないこと	①受信料を財源とするインターネット活用業務について、費用の上限が適正かつ明確に定められていること ②インターネット活用業務全体に要する費用が適切な規模であること
(5)特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと	業務の実施方法や料金その他の提供条件が、特定の者を合理的な理由なく不当に差別するものではないこと
(6)利用者の利益を不当に害するものでないこと	①利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に示されていること ②個人情報その他の情報の適正な取扱いについて措置が講じられていること 等
(7)実施基準の記載事項が適正かつ明確に定められていること	①インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項が適正かつ明確に定められていること ②経理に関する事項が適正かつ明確に定められていること 等

(業務)

第二十条 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 (略)

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。

四～九 (略)

9 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法

二 (略)

三 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

四 (略)

10 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一 (略)

二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法並びに同項第二号の業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四 (略)

五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。）の利益を不当に害するものでないこと。

11 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たつては、第九項の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない。

13 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たつては、第九項の認可を受けた実施基準に基づき、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(電波監理審議会への諮問)

第一百七十七条 総務大臣は次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 (略)
 - 二 第十八条第二項(定款変更の認可)、第二十条第八項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第二十条第九項(実施基準の認可)、同条第十八項(任意的業務の認可)、第二十二條(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第六十四条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第六十五条第一項(国際放送等の実施の要請)、第六十六条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第七十一条第一項(収支予算等の認可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第一百六条の三第一項(経営基盤強化計画の認定)、第一百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第一百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第一百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第一百六十七条第一項(センターの指定)の規定による処分
 - 三 (略)
 - 四 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法並びに同項第二号の業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。
 - 五 (略)
- 2 (略)